

会 議 録

承認			幹 事				書 記		
会 長	今口委員	宮川委員	まちづくり 推進部長	都市計画 課 長	企画課長	建設指導 課 長			
2 / 8	2 / 9	2 / 9							
《開催日時・場所》			平成 23 年 1 月 27 日（木曜日）14：00～16：10 岸和田市役所新館 4 階第 1 委員会室						
《名 称》 平成 22 年度 第 4 回岸和田市都市計画審議会									
《出席者》（審議会委員出欠状況）									
今口	尾崎	川崎	小早川	白木	杉本	須藤	田口	道齋	中塚
		×						×	
野内	野村	人瀬	日野	牧	水谷	宮川	村田	雪本	
		×		×	×				
（委員 19 名中、14 名出席）									
野口市長									
事務局：幹 事：出原まちづくり推進部長、西川都市計画課長、梶野企画課長、松本建設指導課長									
書 記：都市計画課：大井、藤井、根来、森田									
オブザーバー：建設指導課 越智担当長、間主査、安江									
：丘陵地区整備課 森口課長、吉田参事、塔筋主査									
：港湾振興室 田淵									
《傍聴者》 3 名									
《概 要》									
諮問事項									
1．岸和田市都市計画マスタープラン【テーマ別まちづくり編】について									
2．南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（大阪府決定）について									
3．南部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）について									
4．南部大阪都市計画用途地域の変更（大阪府決定）について									
5．南部大阪都市計画臨港地区の変更（大阪府決定）について									
6．南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）について									
7．一般廃棄物処理施設の敷地の位置について									
報告事項									
1．都市計画道路の見直しについて									
その他									
1．次回の都市計画審議会の公開・非公開について									
《内 容》									
岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について									
（会 長）平成 22 年度第 4 回都市計画審議会の会議録承認者として、今口委員と宮川委員の 2 名を指名。									

諮問案件

1. 岸和田市都市計画マスタープラン【テーマ別まちづくり編】について

岸和田市都市計画マスタープラン【テーマ別まちづくり編】について、事務局より説明。

【質疑の概要】

以下の意見及び質疑があった。

- (会 長) *本案件は、当審議会の諮問答申のほか、策定委員会等でオーソライズするのか。
- (事務局) *本案件については、市民委員、学識経験者、行政関係者が参加するまちづくりビジョン策定委員会で策定作業を進めてきた。10月22日の委員会で計画案については概ね了承を受け、手続を進めてきた。最終的には市民委員や、関連会議等への報告を考えている。
- (会 長) *都市計画マスタープランについては、最終的な市としての方針を確定する場合は、この答申によることとなる。
- 本日の諮問事項である、「岸和田市都市計画マスタープラン【テーマ別まちづくり編】」については、原案のとおり、同意することとしてよろしいか。
- (各委員) *了承。

【答 申】

第1号議案について、原案のとおり同意する。

2. 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（大阪府決定）について

南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（大阪府決定）について、事務局より説明。

【質疑の概要】

以下の意見及び質疑があった。

- (委 員) *緑被率について、大阪府の計画では20%だが、岸和田市の現在の緑被率はどのくらいなのか。
- (事務局) *市街化調整区域も含めればかなり高い緑被率になると思われるが、詳細は次回報告させていただきます。
- (委 員) *本市は、海・市街地・農地・山という理想的な土地利用が行われていると思うので、皆で一貫して土地利用を守って欲しい。線引きについても、特別な必要性のある開発以外は、これを守っていくという考えか。
- (事務局) *今回保留フレームを位置づけた地区（丘陵地区）は、今後、市として計画的に進めることを前提として、保留フレームを位置づけている。
- (会 長) *南部大阪都市計画区域については、保全区域は広く、岸和田も同様である。従来は緑被率が指標として使われているが、最近は緑視率という指標も使われだしている。基本的には、人口が減少し、どの用途についても容積が十分に有効活用されていない状況であり、今後は、開発するより、今ある区域の高度利用や容積率の充足を図りつつ、かわりに防災のために防火指定を図っていく必要があるが、そういった抑制に加えて、環境と緑の景観を改めて新しい視点で示し、この視点を都市計画の中で重視していくべきという理解ではないか。
- (委 員) *生物多様性の保全という表現があるが、市都市計画マスタープランではどのように記載されているのか。
- (事務局) *市都市計画マスタープランでは、P.66等で森林の保全を、またP.21の4)で多様な動植物の生息環境の維持について記載している。

- (委員) *大阪府がいち早く新しい表現を取り入れているのに対し、市都市計画マスタープランは少し古い表現なので、市にも、新たな表現を使っていただきたい。
- (会長) *今後、本市の関連計画については、区域マスタープランの内容を踏まえた新しい意見を取り込むことに配慮いただけるということでよいか。
- (事務局) *生物多様性については、本市環境保全課等と今後連携して取り組んでいく。また丘陵地区について、環境にも配慮した調査を行っている。今後、色々な動植物についても調査を進めていく考えであり、開発等によって多様性を損なわないような策をとっていく。
- (委員) *岸和田市以南の大阪府岸和田土木事務所管内で、市街化調整区域を含めれば、緑は豊富にあり、今ある市街化調整区域の緑をいかに守っていくかが今後の対策と考える。
- (会長) *市内については、緑量については十分あるので、これを保全し、市街化されている部分については、さらに緑化・環境対策を考えていくべき内容であるだろう。
本日の諮問事項である、「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(大阪府決定)」については、原案のとおり、同意することとしてよろしいか。
- (各委員) *了承。

【答 申】

第2号議案について、原案のとおり同意する。

3. 南部大阪都市計画区域区分の変更(大阪府決定)について

4. 南部大阪都市計画用途地域の変更(大阪府決定)について

5. 南部大阪都市計画臨港地区の変更(大阪府決定)について

第3号議案：南部大阪都市計画区域区分の変更(大阪府決定)について、第4号議案：南部大阪都市計画用途地域の変更(大阪府決定)について、第5号議案：南部大阪都市計画臨港地区の変更(大阪府決定)について、事務局より説明。

【質疑の概要】

質疑無し。

【答 申】

第3号議案、第4号議案、第5号議案について、原案のとおり同意する。

6. 南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更(大阪府決定)について

南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更(大阪府決定)について、事務局より説明。

【質疑の概要】

以下の意見及び質疑があった。

- (会長) *防災街区については、東岸和田駅地区の全てが完成したのか。
- (事務局) *東岸和田駅の防災街区については、ほぼ建築物は立地しているが、駅前広場は高架事業と連動して進めていく。
- (委員) *土生交差点の一角について、現在更地だが、地元は何が出来るのか心配している。
- (事務局) *一部保留地であり、今後売却予定で調整中であるが、具体的にはまだ何も決まっていない。
- (委員) *祭りの時に人が集中するので、建てるなら大きなものより平らなものが良い。
- (委員) *現在、旧の南北線の道路(土生町1号線)は狭いが、拡幅はしないのか。
- (事務局) *駅前の部分は一部工事ヤードとして使用しており、高架事業完了までは、暫定的な形状となる。変電所側の道路は防災街区の区域外なので、道路拡幅する予定は無い。また高架になれば、駅下が自由通路となり、歩行者等の問題はないと思われる。

(会 長) *以上本件に関連していただいた意見については、今後考慮いただきたい。
本日の諮問事項である、「南部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更(大阪府決定)」
については、原案のとおり、同意することとしてよろしいか。

(各委員) *了承。

【答 申】

第 6 号議案について、原案のとおり同意する。

7. 一般廃棄物処理施設の敷地の位置について

一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、事務局(特定行政庁)より説明。

【質疑の概要】

以下の意見及び質疑があった。

(委 員) *臭気測定はどの位の頻度で行われるのか。

(事務局) *協定書では、年 2 回、低濃度脱臭設備と中濃度脱臭設備の種類分けで、梅雨時と夏場と
いった特に臭いが強く発生する時期に測定することになっている。測定は事業者が行い、
市に状況を報告する。記録は 3 年間保存される。

(委 員) *市は、事業者が測定する報告書を見るだけでなく、測定にも立ち会うべきではないか。

(事務局) *協定書では、基本的な調査は事業者が測定し、定期的に報告を受ける形だが、もし近隣
で苦情等があれば、市が立入調査し、その都度、適時指導することになる。

(会 長) *他にも事業者は数多くあり、環境保全課が全事業者の立入調査に係るのは難しい。事業
者が責任をもって調査、報告することを義務づけ、苦情等があった場合については速やか
に対応する内容の協定であり、それで問題があった場合は、次の段階の話になるだろう。
生活環境影響環境評価については、予め事業に関することと、事業開始後も継続して事後
調査され、モニタリングチェックの義務化もあり、ある程度の前進が見られる。前回から
の質問については理解いただけたと思う。

本日の諮問事項である、「一般廃棄物処理施設の敷地の位置」については、原案のとおり、
同意することとしてよろしいか。

(各委員) *了承。

【答 申】

第 7 号議案について、原案のとおり同意する。

報告事項

1. 都市計画道路の見直しについて

大阪府が都市計画道路の見直しに当たって、今年度末策定に向けて作業を進めている都市計画道路
見直しの基本方針案について、事務局より報告。

【質疑の概要】

以下の意見及び質疑があった。

(委 員) *都市計画道路見直しのパターンで、どこか重点的に進めるような計画があれば教えてい
ただきたい。

(事務局) *今回の都市計画道路見直しについては、これから進めていく段階である。

(会 長) *以前、都市計画道路の見直しを行った経過もあるが、再度地元の意見をいただくこと
になるだろうし、今後具体的な検討が進められるので、岸和田市の都市計画道路が、どの
道路見直しパターンに該当するのか等を事務局で整理・検討した上で、次回以降、委員
意見を聴くことになる。

(委員) * 歩道がない、あるいは狭くてとても歩きにくい道路があり、何とかして欲しい。

(会長) * 以前にも委員から何度も意見をいただいている。都市計画道路だけでなく、全体の道路としても皆さん考えて欲しい。

前回の道路見直し同様、今回も府の基本的な考え方と、それにあわせて市が都市計画道路を、今後どのように見直していくか議論することになる。また前回の府の見直しは、都市計画道路を廃止するか存続するかしがなく、変更という考えは無かった。しかし今回は変更という項目があり、改めて市としての考え方に反映されると思うので、このことを含めて検討していただきたい。

その他

1. 次回都市計画審議会の公開・非公開について

次回都市計画審議会は、来年度となるため、開催日時については、会長、副会長と調整を行うこととする。また公開について了承を得た。

* 報告案件； 平成 23 年度年間スケジュールについて

都市計画道路見直しについて

その他